○甲斐市水道給水条例

平成16年9月1日 条例第156号 改正 平成20年3月27日条例第16号 平成25年6月29日条例第18号 平成26年3月11日条例第16号 平成30年12月17日条例第30号 令和元年6月28日条例第7号 令和元年9月20日条例第22号 令和元年9月20日条例第22号

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用 (第8条-第18条)
- 第3章 給水 (第19条—第24条)
- 第4章 料金、加入金及び手数料 (第25条-第35条)
- 第5章 管理(第36条—第41条)
- 第6章 貯水槽水道 (第42条・第43条)
- 第7章 補則(第44条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、甲斐市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、甲斐市の区域のうち水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第10条第1項による認可を受けた区域とする。

(定義)

- 第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業及び 簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。) の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 2 この条例において「水道メーター」とは、水の使用水量を計量する機器をいう。
- 3 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は 撤去する工事をいう。
- 4 この条例において「定例日」とは、料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定め た日をいう。
- 5 この条例において「臨時使用」とは、水道を工事その他の理由により一時的に使用することをいい、その期間は1年以内とする。

(給水装置の種類)

- 第4条 給水装置の種類は、次の3種とする。
 - (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所で専用するもの
 - (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
 - (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置の所有者の代理人)

第5条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する者を代理人として選定し、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、料金その他水道の使用に関する事項を処理 させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。
 - (1) 給水装置を共有する者
 - (2) 給水装置を共用する者
 - (3) その他管理者が必要と認めた者
- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。 (水道使用者等の管理上の責任)

- 第7条 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者又は代理人(以下「水道使用者等」という。)は、善良な管理及び注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出て、修繕その他必要な処置を講じなければならない。
- 2 管理者は、前項の措置が講じられない場合、修繕その他必要な処置を行うことができ る。
- 3 前2項の場合において、修繕その他の措置等に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。
- 4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等がその責めを負うものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

- 第8条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意 書等の提出を求めることができる。
- 3 管理者は、第1項の承認を行う場合において、公道内に給水装置を縦断的に敷設しようとする者については、条件を付することができる。

(開発等の事前協議)

- 第9条 給水区域内において、開発行為等を行うものは、その給水方法、費用負担、施設 の維持管理等についてあらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。
- 2 前項において、必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水装置工事の費用負担)

第10条 給水装置工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、工事申込者の負担と する。ただし、管理者が市の費用で施工することを適当と認めたものについては、この 限りでない。 (工事の施工)

- 第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した者(以下「指 定給水装置工事事業者」という。)が施工する。
- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらか じめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者 の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者が工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第6条に定める構造及び材質の基準に適合させなければならない。
- 5 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。 (給水装置の保証期間)
- 第12条 管理者又は指定給水装置工事事業者の施工した給水装置であって、工事完成後1 年以内に破損し、又は漏水したときは、管理者又は指定給水装置工事事業者が補修する。 ただし、給水装置使用者の故意又は過失によるときは、この限りでない。

(給水管及び給水用具の指定)

- 第13条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の 復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取 付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具につい て、その構造及び材質を指定することができる。
- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

- 第14条 管理者が、施工する給水装置工事の工事費は、次の費用の合計額とする。
 - (1) 材料費
 - (2) 運搬費

- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 設計費
- (7) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を同項の工 事費に加算する。
- 3 前2項に規定するもののほか、工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。 (工事費の予納)
- 第15条 給水装置工事申込者は、前条の規定により算出した工事費の概算額を指定する期 日までに予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事につ いては、この限りでない。
- 2 前項の工事費の概算額は、給水装置工事完成後に精算する。

(給水装置所有権の移転)

第16条 管理者において、給水装置工事を施行した場合における給水装置の所有権は、当該給水装置工事に係る工事費が精算されたときに工事申込者に移転する。

(給水装置の譲渡手続)

第17条 給水装置所有者は、給水装置を譲渡しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出、管理者の承認を受けなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

- 第18条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。
- 2 前項の給水装置に変更を加える工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第19条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情がある場合 及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 前項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を 定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生じることがあっても市は、その 責めを負わない。

(水道メーターの設置)

- 第20条 使用水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。 ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。
- 3 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水槽以下の給水装置に市のメーターを設置することができる。
- 4 管理者は、メーターの位置が管理上不都合となったときは、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

- 第21条 メーターは、水道使用者等に貸与し、保管させる。
- 2 前項の規定によりメーターを保管することとなる者(以下「保管者」という。)は、 善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、 その損害額を弁償しなければならない。

(届出)

- 第22条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。
 - (1) 水道の使用を開始し、又は中止し、及び廃止するとき。
 - (2) 消防演習のために私設消火栓を使用するとき。
 - (3) 臨時用に使用するとき。
 - (4) メーターの口径を変更しようとするとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
 - (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 代理人若しくは管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (5) メーターを亡失し、又はき損したとき。

(私設消火栓の使用)

- 第23条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、これを使用してはならない。 ただし、管理者が公益上必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者にあらかじめ承認を受けなければ ならない。

(給水装置及び水質の検査)

- 第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

- 第25条 基本料金、超過水量料金及びメーター使用料の合計額(以下「料金」という。) は、水道使用者等から徴収する。
- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うもの とする。
- 3 給水装置の所有者は、当該給水装置によって水道を使用した使用者又は管理人の料金の納入について、連帯責任を負うものとする。

(料金)

- 第26条 料金は、次の定めるところにより算定した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 基本料金及び超過水量料金

項目	1月につき		
	基本料金	超過水量料金(1m³毎)	

専用・共用給水装置	10m³まで	$11\sim 20\text{m}^3$	$21\sim40\text{m}^3$	$41\sim60\mathrm{m}^3$	61m³以上
(一般用)	860円	129円	151円	173円	195円
特別給水装置	3,350円				195円
(臨時用等)					
その他	特別なものについては、別に使用料金の協定をすることができる。				

(2) メーター使用料

メーターの口径	使用料の額(1月につき)
13ミリメートル	60円
20ミリメートル	120円
25ミリメートル	130円
30ミリメートル	130円
40ミリメートル	250円
50ミリメートル	1,300円
75ミリメートル	1,600円
前記以外の口径	管理者と協定した額

(料金の算定)

- 第27条 料金は、定例日にメーターの検針を行い、その使用水量をもって定例日の属する 月分として算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日にメーターの 検針を行い、その使用水量をもって定例日の属する月分及びその前月分の料金を算定す ることができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。
- 3 管理者は、やむを得ない理由があるときは、前2項の定例日以外の日にメーターの検針 を行うことができる。

(使用水量の認定)

- 第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。
 - (1) メーターに異常があったとき。
 - (2) 使用水量が不明のとき。
- 2 共用給水装置による使用水量は、各戸均等とみなす。ただし、管理者が必要と認める

ときは、各戸の使用水量を認定することができる。

(特別な場合における基本料金の算定)

- 第29条 定例日から定例日までの間(以下この条において「月」という。)の中途において、水道の使用を開始し、又は中止し、及び廃止するときの料金は、次に定めるところによる。
 - (1) 使用日数が、15日以下のとき 基本料金及びメーター使用料の月額の2分の1の額
 - (2) 使用日数が、15日を超えるとき 1月として算定した月額
- 2 月の中途において、メーターの口径又はその用途に変更があったときの料金は、その 使用日数の多い料金により算定する。ただし、同日数の場合は、変更後の料金で算定す る。

(臨時使用の場合の概算料金)

- 第30条 管理者は、臨時使用する者に水道の使用の申込みの際、概算料金を前納させることができる。
- 2 前項の概算料金は、水道の使用を止めたときに精算する。

(無届使用に対する認定)

第31条 水道を無届で使用した場合は、前使用者に引き続き使用したものとみなす。 (料金の徴収方法)

- 第32条 料金は、口座振替若しくは納入通知書の方法により毎月又は隔月に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。
- 2 水道使用をやめた場合であっても、その届出がないときは、料金を徴収する。
- 3 給水装置の使用を中止し、又は廃止した場合の料金は、随時これを徴収する。 (加入金)
- 第33条 給水装置(私設消火栓を除く。)の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)の申込者から水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。
- 2 加入金の額は、次に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、改造をする場合の加入金の額にあっては、申込みの口径に係る加入金の額と申込み前の口径に係る加入金の額との差額とする。

メーターの口径	加入金の額(1戸につき)
13ミリメートル	80,000円
20ミリメートル	160,000円
25ミリメートル	400,000円
40ミリメートル	800,000円
50ミリメートル	1, 200, 000円
75ミリメートル	3, 200, 000円
前記以外の口径は、管理者と協定した額	

- 3 加入金は、給水装置工事の申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由がある と認めたときは、この限りでない。
- 4 既に納めた加入金は、返還しない。ただし、給水装置工事申込みをし、工事を取り消し、若しくは工事中の設計変更により差額が生じた場合又は管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(手数料)

- 第34条 手数料は、次の各号の区分により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込み後、徴収することができる。
 - (1) 第11条第1項の指定給水装置工事事業者の指定に係る申請手数料 1件につき 15,000円

(ただし、指定に係る指定給水工事事業者証再交付の場合 5,000円)

- (2) 法第25条の3の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る申請 手数料 1件につき6,000円 (ただし、指定の更新に係る指定給水工事事業者証再交付 の場合 5,000円)
- (3) 第11条第2項の設計審査手数料
 - ア 分水工事が伴うもの 1戸 (区画) につき15,000円
 - イ 分水工事が伴わないもの 1戸 (区画) につき10,000円
- (4) 第11条第2項の工事完成検査手数料 1件につき10,000円(ただし、同一敷地内で複数の給水装置の検査をするときは、2件目以降1件につき5,000円)

- (5) 第11条第2項の工事完成検査に係る再検査手数料 1件につき5,000円
- (6) 第37条第2項の給水装置の検査手数料 第3号から第5号までに掲げる手数料の額
- (7) 管路図の写し交付手数料 1枚につき300円
- (8) しゅん工図等写し交付手数料 1枚につき300円
- (9) 給水装置工事認可済証交付手数料 1枚につき500円
- (10) 給水装置工事台帳図の写し交付手数料 1枚につき300円
- 2 前項に規定する手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(料金、加入金、手数料等の減免)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例の規定により納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減額し、又は免除し、 延納することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

- 第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。
- 2 水道使用者等が前項の措置をしないときは、管理者がこれをすることができる。
- 3 前項の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、令第6条に規定する 給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約を拒み、又 はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止する ことができる。
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

- 第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。
 - (1) 水道使用者等が、第7条第3項の修繕費、第14条の工事費、第26条の料金、第33条の加入金叉は第34条の手数料を指定納期限内に納入しないとき。
 - (2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて、第27条のメーターの検針又は第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。
 - (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

- 第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。
 - (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。
 - (2) 給水装置が使用中止の状態であって、将来使用の見込みがないと認めたとき。
 - (3) 前条第3号の規定により給水の停止をした場合において、なお汚染のおそれのあると認めたとき。
- 2 前項の場合において、給水装置の切離しに要した費用は、当該給水装置所有者の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(過料)

- 第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。
 - (1) 第8条第1項の承認を受けないで、給水装置工事をした者
 - (2) 正当な理由がなくて、第20条第2項のメーターの設置、第27条のメーターの検針、 第36条の検査又は第38条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者
 - (3) 第7条第1項の給水装置の管理義務を怠った者
 - (4) 第26条の料金、第33条の加入金又は第34条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺 その他の不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第41条 詐欺その他不正の行為により第26条の料金、第33条の加入金又は第34条の手数料 を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5 万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

- 第42条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下 同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導及 び助言を行うことができるものとする。
- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行う ものとする。

(設置者の責務)

- 第43条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者の定めるところにより、当該貯水槽水道の管理に努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の竜王町給水条例(平成10年竜王町条例第2号)又は双葉町水道給水条例(平成10年双葉町条例第13号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 第33条の規定は、平成17年4月1日以後の申込みに係る加入金について適用し、同日前 の申込みに係る加入金については、なお合併前の条例の例による。
- 4 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併 前の条例の例による。

附 則(平成20年3月27日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲斐市上水道給水条例第26条の規定は、平成20年7月1日以後 の水道メーターの検針に係る料金について適用し、同日前に行われた水道メーターの検 針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年6月29日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲斐市上水道給水条例第26条の規定は、平成25年12月1日以後 の水道メーターの検針に係る料金について適用し、同日前に行われた水道メーターの検 針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月11日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の甲斐市上水道給水条例(以下「新条例」という。)第26条の規定は、平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前から継続して上水道を使用しているものに係る料金であって、適用日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するもの(適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日以後であるもの(以下「特定料金」という。)にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る新条例第26条に規定する料金に乗じる率については、なお従前のとおりとする。

- 3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前のとおりの率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、適用日以後初めて確定する料金の額を前回確定日(その直前の料金の額が確定した日をいう。以下、この項において同じ。)から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成30年12月17日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲斐市上水道給水条例第26条の規定は、平成31年6月1日以降 の水道メーター検針に係わる料金について適用し、同日前に行われた水道メーター検針 に係わる料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日条例第7号)抄 (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月20日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の甲斐市上水道給水条例(以下「新条例」という。)第26条の 規定は、令和元年10月1日(以下「適用日」という。)前から継続して上水道を使用して いる者に係る料金であって、適用日から令和元年10月31日までの間に料金の額が確定す るもの(適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月31日後であるもの(以下「特定 料金」という。)にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る新 条例第26条に規定する料金に乗じる率については、なお従前のとおりとする。
- 3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前のとおりの率を適用する部分は、同項に規

定する特定料金のうち、適用日以後初めて確定する料金の額を前回確定日(その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 5 新条例第33条第2項の改正規定は、適用日以後の申込みに係る加入金について適用し、 適用日の前日までの申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月20日条例第25号)抄(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月17日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(甲斐市簡易水道給水条例の一部改正)

2 甲斐市簡易水道給水条例 (平成16年甲斐市条例第158号) の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略